

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会

平成18年度 予 算

1. 歳 入

[単位：千円]

款	項	目	予 算 額	節		説 明	
				区 分	金 額		
1. 分担金	1. 分担金	1. 分担金	10,240	1. 各市町分担金	10,240	宇治市	3,325
						城陽市	4,028
						宇治田原町	1,467
						井手町	1,420
2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	5	1. 預金収入	5		
計			10,245		10,245		

1 - 2 . 分担金内訳

市町名	項目	平成18年度 分担金 (千円)	計算値分担金 (千円)	分担金内訳		構成比(%)		人 口 (平成16年10月1日) (人)
				均等割 (千円) [30%]	人口割 (千円) [70%]	均等割(%)	人口割(%)	
宇 治 市		3,325	7,825	1,105	6,720	25.00	65.12	189,755
城 陽 市		4,028	4,028	1,105	2,923	25.00	28.32	82,518
宇治田原町		1,467	1,467	1,105	362	25.00	3.51	10,232
井 手 町		1,420	1,420	1,105	315	25.00	3.05	8,901
合 計		10,240	14,740	4,420	10,320	100.00	100.00	291,406

* 市町分担金の実際総額は事務経費10,245千円から諸収入5千円を引いた10,240千円とする。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局の事務専任職員(課長級)の人件費を9,000千円と算定し、半額の4,500千円を宇治市が負担。

残りの4,500千円を宇治市・城陽市・宇治田原町・井手町で分担する。

ただし、人件費部分を宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会において支出することは、地方自治法上不可能であるため、一旦分担金総額を10,240千円+4,500千円=14,740千円として算定、実際総額10,240千円から算定後の城陽市・宇治田原町・井手町分を確定金額として控除した金額3,325千円を宇治市分担金とする。

* 市町分担金人口割の根拠となる人口については、京都府推計人口の平成16年10月1日現在を使用する。

2. 歳 出

[単位 : 千円]

款	項	目	予 算 額	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費	1. 会議費	1. 会議費	1, 1 4 1	報酬	1, 0 6 0	委員報酬
				旅費	4 6	委員費用弁償
				需用費	3 5	食糧費等
	2. 事務局費	1. 事務局費	2, 4 7 5	需用費	4 1 2	消耗品、図書購入費等
				役務費	7 0	通信運搬費
				使用料及び賃借料	3 4 0	事務機器借上料等
				負担金補助及び 交付金	1, 6 5 3	非常勤嘱託職員雇用負担金
2. 事業費	1. 調査研究費	1. 調査研究費	6, 5 2 9	旅費	2 2 9	他府県調査等旅費
				委託料	6, 3 0 0	新都市建設基本構想策定・住民意向調査委託料
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	1 0 0	予備費	1 0 0	
計			1 0, 2 4 5		1 0, 2 4 5	